

(仮 訳)

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋 ()

(2008年12月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/1208-01	合併	3
EECS/1208-02	子会社に対する支配	5
EECS/1208-03	重要な影響	8
EECS/1208-04	重要な影響	10
EECS/1208-05	マネジメント・レポートにおけるリスクの開示	12
EECS/1208-06	無形資産の認識	14
EECS/1208-07	耐用年数が確定できない場合	16
EECS/1208-08	金融商品の分類	19
EECS/1208-09	金融商品の分類	21
EECS/1208-10	繰延税金資産	23
EECS/1208-11	棚卸資産の分類	26
EECS/1208-12	退職後給付	27
EECS/1208-13	中間財務諸表の表示	30
EECS/1208-14	中間財務諸表の表示	31
EECS/1208-15	中間財務諸表における比較情報の表示	32

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2009年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/1208-01 合併

事業年度：2007年10月31日/目論見書/事前承認

論点の分野：企業結合、逆取得

関連する基準書：IFRS 第3号

執行決定日：2007年6月10日

発行者の会計処理についての記述

企業 A、B は、いずれも上場している企業集団である。2005年9月に B 社（発行者）は A 社の株式の 68% 及び議決権の 76.94% を取得した。この取得は、全額現金で賄われた。株式の取得後、A 社の取締役会は、B 社が指名した 3 名と A 社の取締役会旧構成員 3 名、及び 3 名の独立したメンバーから構成されていた。A 社の旧会長は、引き続き新取締役会の議長として残った。

A 社は、子会社として発行者の 2006 年度の連結財務諸表に含められた。購入価格は識別可能な無形資産に配分され、残額はのれんとなった。

2007年6月に、発行者及び A 社は合併することを決定した。おもに税務上の理由により、合併は発行者が A 社に合併される法的形態をとった。合併後、新会社（A 社 + B 社）の取締役会は、旧 B 社が指名したメンバー 3 名、旧 A 社が指名したメンバー 2 名、及び 2 名の独立したメンバーから構成されていた。取締役会の新会長は旧 B 社の会長であった。目論見書に関連する最初の議論において、発行者は執行者に対し、A 社が連結企業になると示唆した。

執行決定

執行者は、本件の場合、企業 B（発行者）が引き続き親会社にならないことを確認した。

執行決定の根拠

IFRS 第 3 号の第 3 項 b では、IFRS 第 3 号は共通支配下の企業に係る企業結合については適用されないと述べている。2005 年において、発行者が A 社の支配を獲得し、合併によって当該支配が変更されなかったということを考慮して、執行者は、合併において採用された法的な形態にかかわらず、B 社が引き続き連結企業であるべきだと考えた。

それに加えて執行者は、支配が継続していることから、A 社、B 社いずれの企業の資産及び負債も再評価されてはならないと考えた。したがって執行者は、両方の企業集団の資産及び負債は、合併の前日に発行者の連結財務諸表で表示されたように、簿価で据え置かれ

なければならぬと結論を下した。

番号：EECS/1208-02 子会社に対する支配

事業年度：2007年3月30日/事前承認

論点の分野：支配、子会社

関連する基準書：IAS 第27号

執行決定日：2007年12月5日

発行者の会計処理についての記述

A社（発行者）は、非上場企業であるB社の44.4%の持分を、間接所有の形態により取得した。

B社の定款は、しばしばパートナーシップにおいて選択されるような非常に特殊なものであり、次のような特徴があった。

- ✓ 他の形態の会社に見られるような、取締役会がない。
- ✓ 企業を経営する取締役は、より広範囲な力を持つ（他の形態の会社であれば、取締役会の決議が必要な取引を、個人の裁量で行える）。
- ✓ 株主は有限責任のパートナーと無限責任のパートナーとに分けられる。無限責任のパートナーは、彼ら自身の財でもって債務を負う。
- ✓ 財務及び経営上の方針は、無限責任及び有限責任のパートナーのみによって決定される。
- ✓ 企業の定款には、主要な意思決定がどのようにして行われるのかが記載されている。

B社の定款には、次のように記載されている。

- ✓ 通常の意味決定（定款の変更以外のすべての意思決定）は、無限責任パートナー（1人当たり1票）の過半数及び有限責任パートナーの議決権の過半数をもってなされなければならない。
- ✓ 集団的意思決定は、無限責任パートナーの満場一致、及び有限責任パートナーの総数及び議決権数の過半数によって承認されなければならない。
- ✓ 資本の増加は、無限責任パートナー（1人当たり1票）の3分の2及び有限責任パートナーの総数及び議決権数の過半数の投票がなければならない。
- ✓ 業務を執行する取締役の変更は、無限責任パートナーの過半数及び有限責任パートナーの総数及び議決権数の過半数の投票がなければならない。

B社は、33名の無限責任パートナーが議決権の85%を保有しており、7名の有限責任パートナーが残った部分を代表している。発行者は議決権の74%を保有する11名の無限責任パートナーと議決権の12%を代表する3名の有限責任パートナーを指名した。したがって発行者は、無限責任及び有限責任パートナーの議決権の過半数を保有しているが、パート

ナーの人数の面では過半数は保有していない。

発行者は、44%を保有しているこの段階においては、B社を支配していないと考えた。しかしながら発行者は、無限責任あるいは有限責任パートナーの人数を変更することなく、数か月のうちにB社の過半数を保有することを計画している。

発行者は、B社は今後支配されると結論を下し、したがって議決権の過半数を保有した時点でB社を全面的に連結した。

執行決定

執行者は、発行者がB社を支配していないということに同意した。

執行決定の根拠

執行者は以下の理由により、B社は発行者により支配されていないと結論を下した。

- ✓ 発行者は、自身ではいかなる意思決定も行うことができない。なぜなら、通常の意味決定においても17名の無限責任パートナーの承認が必要だからである（発行者は11名を指名したにすぎない）。
- ✓ IAS第27号第13項で設けられている規準を、発行者は1つも満たしていない。すなわち：
 - ◇ 他の投資企業との協定によって、議決権の過半数を支配する力を有していない：そのような協定は存在しない。
 - ◇ 法令又は協定によって、企業の財務方針及び経営方針を左右する力を有していない：そのような協定は存在しない。
 - ◇ 取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を選任又は解任する力を有していない：取締役会又は同等の経営機関は設置されていない。
 - ◇ 取締役会又は同等の経営機関の会議において過半数の投票権を有していない：取締役会又は同等の経営機関は設置されていない。
 - ◇ 事実上の支配はない。なぜなら発行者は自身ではいかなる意思決定を行うこともできず、発行者が過去にB社レベルの意思決定を行ったという事実もないからである。

その結果、執行者は発行者に対し、他のすべての事実について変更がなければ、B社における持分の過半数を保有していたとしても、B社を支配していないと伝えた。なぜなら、

- ✓ IAS第27号第13項は、親会社がある企業の議決権の過半数を所有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示される状況は別として、支配が存在していると推定されると述べている。

- ✓ 無限責任及び有限責任パートナーがそのまま変わらなければ、発行者は、自身ではいかなる意思決定も行うことができない。なぜなら、発行者は無限責任パートナーの人数の過半数を有していないからである。したがって、この所有が支配に該当しないということが明確に示されている。

しかしながら、組織の構造について、無限責任及び有限責任パートナーに影響を与えるような変更があった場合には、B社に対する支配は再評価されなければならない。

番号：EECS/1208-03 重要な影響

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：重要な影響、関連会社

関連する基準書：IAS 第 28 号

執行決定日：2006 年 11 月 6 日

発行者の会計処理についての記述

ソフトウェア事業を営む発行者は、B 社の 3 名の株主のうちの 1 社である。2005 年 12 月 31 日の時点で、主要株主が議決権の 61.01%を保有しており、他のメンバーが 19.99%、発行者が残る 19%を保有していた。取締役会は 6 名で構成されていた。6 名のうちの 4 名が主要株主を代表しており、発行者と第三の株主を代表する者がそれぞれ 1 名ずつであった。

B 社の株主間における合意において、取締役会及び株主での決定事項は、満場一致あるいは特定多数決をもって行うことが義務付けられている。機密保持の理由から、株主間の合意事項のさらなる詳細は公表されていない。

主要株主とその他の少数株主が一致して行動したことを示す証拠はない。

発行者は B 社に対して、メンテナンスとホスティングサービスを提供していた。そして、年間を通じて B 社に対して相当な金額のソフトウェアのライセンスを販売した。

発行者は、B 社に対して重要な影響を与えていないとして、B 社に対する投資を関連会社として会計処理しなかった。発行者は、主要株主が 6 名中の 4 名を指名している一方で、取締役会にたった 1 名しか代表を送り込んでいないことを指摘した。発行者の代表は、少数株主の権利を守るために機能しているというように発行者は考えている。さらに発行者は、B 社の主要株主が、親会社として子会社を支配し統治する力を通じて影響力を行使していると主張した。発行者は、重要な影響が通常示される方法 (IAS 第 28 号第 7 項) に言及することによって、この状況において唯一満たされている規準は、取締役会への役員の派遣のみであるということに留意した。

執行決定

発行者は、発行者が B 社に対して重要な影響を与えており、したがって B 社は関連会社として会計処理されなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

IAS 第 28 号第 2 項によると、重要な影響力とは、被投資企業の財務上及び営業上の方針を支配すること、又は共同支配することはないが、それらの方針の決定に關与する力をいうとされている。投資企業が被投資企業の議決権割合の 20%以上を保有している場合には、明らかな反証が認められない限り、当該投資企業は重要な影響を有していると推定される。反対に、投資企業が保有している被投資企業の議決権割合が 20%に達しない場合には、重要な影響を与えている明らかな反証がない限り、当該投資企業は重要な影響を有していないと推定される (IAS 第 28 号第 6 項)。執行者は、投資企業の保有が 20%に満たないような時には、重要な影響力が存在するのかどうか再評価されなければならない場合があると考ええる。

ある投資企業が議決権の過半数を所有しているという事実は、その他の投資企業が重要な影響力を持たないということを示しうる。しかしながら、他の投資企業が大部分又は過半数を所有していたからといって、ある投資企業が重要な影響力を有することが必ずしも不可能というわけではない (IAS 第 28 号第 6 項)。

IAS 第 28 号第 7 項では、投資企業による重要な影響力が通常証明される方法が列挙されている。発行者は、本事例においては IAS 第 28 号第 7 項 a (役員の派遣) のみが満たされていると述べた。

執行者は、株主間の合意によって、B 社の財務上及び営業上の方針の決定に対して発行者が参加する機会が広がったと考えている。執行者は、取締役会への役員の派遣と合わせて株主間の合意において発行者に与えられた追加的な権利によって、発行者は IAS 第 28 号第 7 項 b に従って、方針の決定に参加する力を与えられたと考える。

それに加えて、投資企業と被投資企業との間で重要な取引が存在するという証拠、及び発行者が B 社に対して重要な技術情報を提供しているという兆候が存在する。これらの要素は、重要な影響力がどのような事実により証明されるかを示す例として挙げられている (IAS 第 28 号第 7 項)。

すべての事実に対する評価をもとに、執行者は、発行者が B 社に対して重要な影響力を有しているため、B 社は関連会社であり、IAS 第 28 号第 13 項に記述されている持分法により会計処理されなければならないと結論を下した。

番号：EECS/1208-04 重要な影響

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：関連会社、重要な影響

関連する基準書：IAS 第 28 号

執行決定日：2006 年 11 月 6 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、2005 年 12 月 31 日現在、A 社の株式の 25%を支配していた。A 社の他の 2 名の株主は、それぞれ 31%を支配していた。残りの 13%の株式は、何人かの異なる株主が所有していた。発行者は 2005 年 12 月 31 日現在、A 社の取締役会に取締役を派遣していなかったが、それ以前は取締役を派遣しており、当該取締役は自発的に辞任した。株主間の合意では、持分の保有割合がある一定の水準以上であった場合には、特定の期間にわたって取締役を派遣する権利が発行者に対して与えられていたが、発行者は新たな取締役会メンバーを選任しようとしなかった。

発行者は、2005 年度の年次報告書において、A 社を関連会社として取り扱わなかった。

発行者は、A 社に対して重要な影響力を持っていないと考えた。なぜなら発行者は A 社の取締役会に役員を派遣しておらず、他の 2 名の株主が A 社の株式のほぼ 65%を支配していたからである。発行者はまた、IAS 第 28 号第 7 項で設けられている重要な影響力の存在を示す通常の指標は、いずれも存在しないということも指摘した。

執行決定

執行者は、発行者が、A 社に対して重要な影響を有していないということを明確に示さなかったため、A 社は関連会社として会計処理されなければならないことを確認した。

執行決定の根拠

IAS 第 28 号第 2 項によれば、関連会社とは、投資企業が重要な影響力を有する企業のことをいう。同じパラグラフにおいて、重要な影響力は、被投資企業の財務上及び営業上の方針に關与する力をいうとされている。執行者は、「力」は、被投資企業の財務上及び営業上の方針に係る意思決定に参加できる能力を指すと考える。

執行者は、このような理解は、主に潜在的な議決権という文脈を想定しているものではあるが、「力」という概念を一般的に説明している IAS 第 27 号第 IG2 項によって裏付けられると考える。すなわち、「力」は、何かを行う能力あるいは何かに影響を与える能力をいう。その結果として企業は、当該重要な影響力が積極的に示されようと、その性質上受動的と

なるものであろうと、現時点で力行使する能力を持っているとき、重要な影響力を有する。」

執行者は、IAS 第 27 号第 IG2 項は、IAS 第 28 号を理解するのに適切であると考えた。

IAS 第 28 号第 6 項に基づくと、投資企業が 20%以上の議決権を保有していれば、明らかな反証が認められない限り重要な影響力を有していると推定される。IAS 第 28 号第 7 項では、重要な影響力の存在が通常はどのようなものによって証明されるかが説明されている。

したがって、発行者は議決権の 25%を保有しているため、A 社に対して重要な影響力を有していると推定される。発行者は、A 社に対して重要な影響力を有していないという結論に達するにあたり、期間を通じて実際に影響力が行使されたのかどうかを考慮したと主張した。執行者は、被投資企業の財務及び営業上の方針決定に参加できる能力もまた、考慮されなければならないと考えた。

発行者の代表は、A 社の取締役会における地位を自発的に辞任し、発行者は取締役会に新たな取締役を派遣しようとはしなかった。しかしながら株主間の合意によって、発行者は合意に記述された特定の期間の間、現時点の所有権に基づいて、A 社の取締役会に代表を派遣する権利を与えられていた。他の 2 名の主要株主間においてそれ以外の合意は結ばれておらず、発行者が重要な影響力を有さないということを示すようなその他の兆候もなかった。

上記の内容を基礎に、執行者は、発行者が A 社に対して重要な影響力を有していないということについて「明確に示さなかった」ため、A 社は IAS 第 28 号第 2 項、第 6 項及び第 7 項に従って関連会社として取り扱われなければならないと、IAS 第 28 号第 13 項が定める持分法により会計処理がなされなければならないと結論を下した。

番号：EECS/1208-05 マネジメント・レポートにおけるリスクの開示

事業年度：2007 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：開示、リスク

関連する基準書：IFRS 第 7 号

執行決定日：2008 年 4 月 30 日

発行者の会計処理についての記述

金融機関である発行者は、米国の住宅抵当モーゲージ証券（及び ABS と CDO に関連した類似の資産）に関連するリスクを、財務諸表と一緒に公表される経営者による説明（MD&A）において記述することを決定した。MD&A は、監査対象ではなく、限定的なレビュー手続の対象になるのみであるため、監査済みであるかどうかは明示されていなかった。

当該記述には、例えば、ヘッジと保証がなされる前の ABS と CDO に対する（年度末時点及び比較対象期間の）ネット・エクスポージャーの分析（損失割合の記述を含む）とともに、発行年次、差し押さえ条項、損失割合、原資産の質に関する記載を含む最上位の CDO ポートフォリオの種類ごとの説明、及び、モノライン保険会社に対するエクスポージャーに関する詳細な説明などが含まれている。

財務諸表に対する注記では、MD&A の該当箇所に対して相互参照がされていなかったが、企業及び監査人は、この決算書は IFRS 第 7 号に従っていると考えた。

執行決定

執行者は、決算書は IFRS 第 7 号に従っていないと結論を下した。

執行決定の根拠

IFRS 第 7 号の付録 B の第 B6 項では、第 31 項から第 42 項で要求される開示は、財務諸表に織り込むか、「経営者による説明又はリスク報告書などのその他の文書に、財務諸表から相互参照によって組み込む」ことを許容している。基準書は、第 2 の報告書が、財務諸表と同じ条件で、同じ時期に財務諸表の利用者が入手できることを求めているため、執行者は、発行者の表示は受け入れられないということを確認した。

提供される情報が、発行者の財政状態に対する金融商品のリスクの影響を理解するために重要であることから、IFRS 第 7 号ではその当該情報の開示が求められている。したがって、財務諸表と経営者による説明の該当する箇所との間に、特定の相互参照が付されていないなければならない。

また、第 B6 項は、当該情報は財務諸表と同じ条件で入手できるということを求めている。執行者は、このことは IFRS 第 7 号に準拠するために提供されるいかなる情報も、監査されなければならないということを意味していると考え。したがって、経営者による説明における関連する開示が監査されていないということは受け入れられない。

番号：EECS/1208-06 無形資産の認識

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：無形資産

関連する基準書：IAS 第 38 号

執行決定日：2007 年 12 月 10 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は近年、国際移動体通信事業者とブロードバンド企業を数社買収した。移動体通信においては、典型的には 2 つの異なる類型、すなわち前払い及び後払いの顧客との関係がある。会計処理を行う目的で、発行者は 2 つの類型の顧客との関係を、1 つの無形資産としてのれんとは別個に認識し、定額法により償却を行った。

発行者は、国際移動体通信事業を営む A 社の購入の一部として取得された顧客との関係を評価した。発行者は稼得収益法を用いて、2 つの類型の資産を別々に評価した。前払いの顧客との関係は、後払いの関係に比べて、2 倍以上の期間にわたって純キャッシュ・インフローを生じさせるということが分かった。

発行者は、前払い及び後払いの顧客との関係は、IAS 第 38 号の第 8 項及び第 12 項に基づいて、単一の無形資産であると考えた。発行者の考えの根拠は、少なくともある程度、いずれの顧客との関係も契約あるいは法的な権利から生じたものではないという議論をベースにしたものであった (IAS 第 38 号第 12 項 b)。発行者はさらに、前払いあるいは後払いの顧客との関係は、IAS 第 38 号第 12 項 a に従って別個の無形資産とすることに適格かどうかを疑問視した。発行者は、前払い及び後払いの顧客との関係がそれぞれ別々に売却されるような取引が生じたということを知りていなかったが、それらが生じた、あるいは起こり得たということを知りていなかった。

前払い及び後払いの顧客との関係はいずれも IAS 第 38 号第 12 項の規準を満たさないということを基礎に、発行者は第 37 項の相互補完的な資産についての特別な規定は適用可能だとは考えなかった。発行者はまた、前払い及び後払いの顧客との関係を単一の無形資産としてみる実務は、国際的な業界の実務と整合的であると主張した。

執行決定

発行者は、2 つのタイプの顧客との関係は、IAS 第 38 号の第 35 項から第 37 項に従って、2 つの別々の無形資産として認識されなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

発行者は、IAS 第 38 号第 12 項に基づいて、顧客との関係は単一の資産であり、関連する無形資産を取り扱っている第 36 項及び第 37 項の規定は適用できないと主張した。第 36 項が、関連する有形資産あるいは無形資産からのみ分離可能な無形資産に係る特別なトピックを扱っていることから、執行者は、当該パラグラフが本事例には適切であると考えた。

IAS 第 38 号第 36 項によると、企業結合で取得した無形資産が企業から分離可能ではあるが、関連する資産と一体としてしか分離可能ではない場合には、取得企業は、個々の資産の公正価値が信頼性をもって測定できない場合にのみ、それら資産のグループを単一の資産として認識しなければならない。A 社の購入価格の配分にあたり、それぞれの顧客との関係の公正価値は別々に計算された。執行者は、顧客との関係は、単一の資産として認識される一組の資産ではないため、IAS 第 38 号第 36 項が定める規準は満たさないと結論を下した。

相互補完的な一組の無形資産は、個々の資産が同様の耐用年数を有している場合には、単一の資産として認識されうる（第 37 項）。記述された A 社の取得にあたって取得された 2 つの異なる種類の顧客との関係から生じる純キャッシュ・フローの特徴を基礎に、執行者は、耐用年数は同様とはみなせないと結論を下した。

執行者は、IAS 第 38 号の第 36 項及び第 37 項を適用すると、前払い及び後払いの顧客との関係を単一の無形資産として認識することは認められないということを基礎に、本事例の決定を行った。したがって執行者は、IAS 第 38 号第 12 項に従って顧客との関係が 1 つ、あるいは 2 つの無形資産として表示されるべきなのかという点について、結論を下すことが必要とは考えなかった。

番号：EECS/1208-07 耐用年数が確定できない場合

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：無形資産

関連する基準書：IAS 第 38 号

執行決定日：2006 年 11 月 6 日

発行者の会計処理についての記述

ソフトウェア業界に属する発行者は、被取得企業がライセンス化したソフトウェアを使用する 500 件以上の顧客を持つ出版事業を 2004 年に取得した。

事業の取得原価は 1,620 万ドルと見積られ、このうちの 580 万ドルは特定の顧客との契約に配分された。顧客との契約に配分された額は、現存する契約に関連する割引キャッシュ・フロー及び予想される契約更新に関連する割引キャッシュ・フローの 2 つの要素から構成されていた。大半の契約は年度で更新可能であるが、2 年ごとに更新されるものもある。評価は、ライセンスを更新すると予想される顧客数、及び顧客が何度更新をするかということに関連する想定範囲及び経営者の判断を基礎に行われる。

発行者は、顧客との契約の耐用年数は不確定であると考えた。なぜなら、それらは更新されることが予想されるからである。顧客との契約が無限とはなりえないとしても、発行者は、耐用年数は不明確であり、確定的なライフスパンは決定できないと説明した。

発行者は、実質的にすべての顧客が（そして取得日に想定されたよりも多数の顧客が）ライセンスの更新を選択したため、貸借対照表日における顧客との契約の価値は、少なくとも取得日における見積値に等しいと予想されるという事実に向けられた。

発行者は定期的に、契約について減損テストを行い、契約が減損していた場合には減損損失を認識した。運用上、発行者は、顧客がライセンスの更新を選択しなかった場合には、特定の顧客との契約と同額の減損損失を認識した。発行者は、このことによって、顧客との契約に係るいかなる減損も、適時に損益として認識されるということが保証されると主張した。

執行決定

発行者は、顧客との契約及び関連する顧客との関係は耐用年数が不確定であるということについて、発行者に同意しなかった。

執行決定の根拠

顧客との契約及び関連する顧客との関係は、契約に基づく無形資産である。それらは、権利が譲渡可能あるいは企業から分離可能であるかどうかにかかわらず、IAS 第 38 号第 12 項 b、IFRS 第 3 号第 46 項 b 及び IFRS 第 3 号 IE 第 B3 項に基づいて、識別可能であると想定される。

顧客との契約と関連する顧客との関係との間の関係については、IAS 第 38 号の BC 第 71 項 b で議論されている。ここでは、実際には顧客との契約及び関連する顧客との関係は、2 つの別々の無形資産であると述べられている。顧客との契約の公正価値は、契約から生じる予想将来キャッシュ・フローであり、予想される顧客による更新は、その公正価値には影響を与えない。しかしながら、予想される更新は、関連する顧客との関係の公正価値に影響する。

購入対価の配分を行うにあたり、発行者は、顧客契約及び関連する顧客との関係の両方のタイプの無形資産が不確定な耐用年数を持つと想定して、両方に対価を配分した。

顧客との契約

IAS 第 38 号第 94 項によれば、契約上の権利から生じる無形資産の耐用年数は、契約上の期間を超えてはならないとされている。そして、多額の費用なしに企業が更新できるという証拠がある場合に限り、更新期間を無形資産の耐用年数に含めるものとされている。本事例においては、契約を更新する権利を持っているのは顧客である。執行者は、顧客との契約は、取得時における契約の残存期間にわたって償却されなければならないと考えた。

顧客との関係

IAS 第 38 号第 88 項に定められているように、関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が、企業に対して正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなされる。第 90 項では、評価にあたって考慮されなければならない要素が列挙されており、そこには技術上の、技術的な進歩による、商業的な、あるいはその他の陳腐化の類型が含まれている。IAS38 号の第 92 項では、技術の急速な変化や技術革新による陳腐化の危険の高さにより、コンピュータ・ソフトウエアの耐用年数は短期間となることが多いと説明されている。

発行者は、その会計処理を決めるにあたり、顧客との関係の耐用年数が持続するかどうかは不明確であるという事実の部分的に依拠した。しかしながら、こういったケースは無形資産ではしばしば見られるものである。しかしながら、IAS 第 38 号 BC 第 65 項 a で説明されているように、耐用年数に係る不確実性があるということによって、耐用年数が不

確定であるとするための基礎が提供されるわけではない。

執行者は、本事例の場合、顧客との関係の存続期間は、ライセンス化されたソフトウェアそのものの期間よりも長くはなりえないと考えた。なぜなら、製品が陳腐化したならば、顧客は契約の更新を選択しないだろうと考えられるからである。不確定という用語は無限ということを意味しないが、すべての関連する要素を分析した結果、顧客は契約を更新するであろう期間について、予見可能な限度がないとする発行者の結論は裏付けられないと執行者は考えた。

発行者は、顧客との関係に配分された価額について、顧客がライセンスの更新を選択しなかった場合には費用化するという減損モデルを選択したことによって、取得した顧客との契約にかかる減損が、適時に損益として反映されることが保証されると主張した。執行者は、そのようなモデルでは、顧客からの収益は顧客との契約の期間にわたって認識されるのに対して、費用は顧客との契約が終了した時に損益計算書に計上されるということが示されていることに留意した。したがって執行者は、選択されたモデルが、取得された顧客との契約にかかる減損が損益計算書に適時に反映されることを示しているということに同意しなかった。

執行者は、顧客との関係の耐用年数を、確定できないと見なすことはできないと考えた。

番号：EECS/1208-08 金融商品の分類

事業年度：2007 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認の執行決定

論点の分野：持分金融商品、少数株主持分、負債

関連する基準書：IAS 第 32 号

執行決定日：2008 年 1 月 15 日

発行者の会計処理についての記述

金融コングロマリットである発行者は、社債の発行者として、2007 年 12 月 31 日に終了する期間に対して、IFRS に準拠した最初の財務諸表を作成した。

発行者は、議決権付きの A 株式を持つ、事業子会社の B 社を保有している。発行者は A 株式の 70% を保有し、残りは外部株主が保有している。株主間の合意により、B 社は年率 5% の配当を支払うことが義務付けられている。配当の支払いは、たとえ B 社が支払いの期日において、分配可能な十分な資金を持たない場合であっても累積する。

発行者の 2006 年 1 月 1 日現在の IFRS 開始連結貸借対照表及び 2007 年度の半期財務諸表において、B 社の A 株式は、持分金融商品として分類された。発行者が財務諸表において B 社を子会社として連結したため、外部株主が保有する A 株式の 30% 分は、少数株主持分として報告された。

執行決定

発行者は、発行者の IFRS 開始貸借対照表及び 2007 年の中間財務諸表において、A 株式を持分金融商品とした分類は、IAS 第 32 号に従っていないことを確認した。

執行決定の根拠

IAS 第 32 号第 11 項では、金融負債を、現金又は金融資産を他の企業に引渡す契約上の義務を含む負債と定義している。ある金融商品を資本あるいは負債として分類する規準は、IAS 第 32 号の第 16 項で提供されている。ここでは、ある金融商品が現金又はその他の金融資産を引渡す義務又は当該発行者にとって潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産または金融負債を交換する契約上の義務を含んでいないような場合（かつ、その場合のみ）には、金融負債ではなく持分金融商品であるとされている。

IAS 第 32 号第 AG29 項は、連結財務諸表において金融商品を分類する際に、企業は当該金融商品に関して、現金又は他の金融資産を引き渡す義務又は負債への分類を生じるような方法で決済する義務を、グループ全体が有しているかどうかの判定において、グループの構成企業と当該金融商品の所有者との間で合意されているすべての契約条件を考慮しな

ければならないと説明している。

さらに、子会社が金融商品を発行していて、親会社が当該金融商品の所有者と直接に追加的な条件に合意している場合には、グループは分配又は償還の自由裁量を有していないかもしれない。第 AG29 項によれば、そのような義務が存在する範囲で、当該金融商品は連結財務諸表において金融負債に分類される。

したがって、執行者は、B 社が株主間の合意に基づいて年次の累積配当を A 株式の所有者に支払う義務を負っており、発行者は当該配当の分配について自由裁量を有していない。それゆえ A 株式は、発行者の連結財務諸表において金融負債として分類されなければならないと考えた。

番号：EECS/1208-09 金融商品の分類

事業年度：2007 年 1 月期/年度財務諸表

論点の分野：少数株主持分、持分金融商品

関連する基準書：IAS 第 32 号

執行決定日：2007 年 5 月 15 日

発行者の会計処理についての記述

発行者(銀行)は、2種類の株式(AとB)を持つ事業子会社であるX社を保有している。A株式にのみ議決権がある。B株式は、X社のパーゼル規制に基づく自己資本規制をクリアするための資本増強目的で発行された。A株式及びB株式の所有は、発行者と他の株主との間で分かれている。

X社は抵当証券の会社である。ここでの事業は全面的に、新たな住宅ローンの販売代理店として行動する株主によって生じている。株主間合意の条項のもとで、それぞれの株主は、彼らが仕事を生じさせる範囲において、(B株式に対する追加投資の形で)X社に出資する義務を負う。実質的にX社は利益を追求することを目的としていない。

株主間の合意では、X社の過半を有する株主である発行者は、少数株主が持つB株式を、プットオプションを通じて、及び次のような条件で購入することに合意したことが定められている。

- ✓ 少数株主は、彼らによるB株式の所有が、X社に対して生じた事業に必要な自己資本規制値を超えた時には、プットオプションを行使することができる。
- ✓ 少数株主からB株式を購入する発行者の義務は、X社の自己資本規制の持分を満たすために、発行者がX社に出資しなければならない額に限定される。言い換えれば、B株式の所有がX社に対して生じた、事業を行うために要求される自己資本規制上の額を下回る場合には、発行者は株式を購入する義務を負う。
- ✓ 少数株主は、3年ごとに彼らが持つプットオプションを行使することができる。行使価格は、株主が支払った当初の価格である。

株主間合意の条件のもとで、新たなB株式を発行することを通じたX社への出資は、事業の成長見積りをベースにして、6ヶ月ごとに将来に向かって行われる。

発行者の連結財務諸表において、少数株主が保有するB株式は、少数株主持分として報告された。この会計処理の根拠は、発行者が、少数株主が保有するB株式を購入する義務を負うような状況を、常に回避することができると考えていることである。X社への出資は将来にわたって6ヶ月ごとに行われることから、発行者は、起こりうる購入義務を回避す

るために、最善の資本の増加額を前もって計画することができる。

執行決定

執行者は、B 株式を少数株主持分として分類するという発行者の意思決定に同意せず、偶発的なプットオプション付株式は、IAS 第 32 号第 11 項及び第 16 項に従って金融負債となることを確認した。

執行決定の根拠

執行者は、発行者が、合意された条件のもとで、少数株主から B 株式を購入するという契約上の義務を明確に負っており、そしてこの契約上の義務は IAS 第 32 号第 11 項と第 16 項で定義されている金融負債に該当すると考えた。IAS 第 32 号第 11 項及び第 16 項は、金融負債を、「他の企業に現金若しくは他の金融資産を引渡す契約上の義務」と定義している。

現金若しくは他の金融資産を引渡すことを回避できる無条件の権利を有している場合には、当該金融商品は持分金融商品と見なされる（第 19 項）。さもなければ、IAS 第 32 号第 25 項に従って、偶発的な支払条件が発行者及び金融商品の所有者の双方の管理可能な範囲を超える場合には、金融商品は金融負債として適格となる。そのような例としては、例えば株価指数、コモディティ価格指数、金利若しくは税法規定の変化が含まれる。第 25 項 a では、条件付決済条項が真正なものでなければならぬと定められている。極端に稀で、非常に異常性が高く、発生する可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみ、現金又は企業自身の株式の変数での決済を要求する契約は真正なものではなく、したがってそのような契約を含むような金融商品は、持分金融商品となる（IAS 第 32 項 AG 第 28 項）。

執行者は、偶発的な決済条項は真正であると考えます。執行者は、抵当証券の会社が、事業上の増加あるいは予想外にクレジット・ロスが高水準であったことによって、自己資本規制値を積み立てることを要求されるということは、通常の営業循環上のことであると見ている。X 社の事業遂行に関連して突然生じる多額の損失のリスクは、現在は低いとみられているものの、偶発的な決済条項は真正である。

株主間の合意をベースに執行者は、発行者が債務を IAS 第 32 号第 25 項で意図されているような方法で決済するために、現金あるいは他の金融資産を引渡すのを回避できる無条件の権利を持っていないと考えた。少数株主による B 株式の持分は、発行者の連結財務諸表において、金融負債として会計処理されなければならない。

番号：EECS/1208-10 繰延税金資産

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：繰延税金

関連する基準書：IAS 第 12 号

執行決定日：2008 年 1 月 18 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、異なる事業の製造者に対して、自動車用の溶剤を開発し、販売している。発行者は、ごくわずかな税引前利益を計上した 2005 年を除き、2002 年から 2006 年までの間に相当額の損失を計上した。2005 年度の税引前利益には、相当額の事業外から生じた利得が含まれていた。

2005 年と 2006 年の連結貸借対照表において、発行者は 2010 年から 2014 年までの間に期限が切れる繰越欠損金について、繰延税金資産を認識した。

繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものは、2005 年と 2006 年末における連結株主資本のそれぞれ 24%と 51%を占めていた。

発行者は、2005 年の秋に作成された予算をベースとする、2006 年から 2009 年までの業績予想を基礎として、2005 年に繰延税金資産を認識した。発行者は、将来の受注について顧客から前向きな反応が来ているため、予算は現実的であると主張した。発行者にはまた、新たな市場に対して販売努力を拡大する計画があり、それとは別に、最近開発されたばかり、あるいは近々完成すると予想される新製品を発売する計画もあった。発行者は、売上を増加させるための措置を講じ、生産性及び収益性の両方を改善させるための新たなプログラムを開始しようとしていた。

2005 年度第 3 四半期までの税引前利益はプラスであったが、第 4 四半期に多額の損失が発生したため、最終的には 2005 年度はごくわずかな税引前利益しか残らなかった。発行者は、2005 年度は全般的には業績は堅調であり、第 4 四半期に生じた損失は、ある事業領域における収益性の低さ、新たな事業リソース計画システムに対して多額の投資をする必要性、利益率の低い製品の販売といったような、繰り返し起こる可能性は低い、単発的な事象によるものであると主張した。企業は、新たな製品を開発するために相当な額の投資を行っていた。発行者は、これらの要素は将来の業績には影響せず、予算が達成不可能であると考えない理由はないと述べた。

発行者は、より高い成長率を見込んでいる 2007 年及びその後の予算を基礎に、2006 年

の貸借対照表において、繰延税金資産をそのまま計上した。これは、長期間の製品開発の結果の新製品の販売予測、発行者がマーケティングを既に開始した、あるいは開始することを予定している新市場における販売の潜在力及び販売のための努力、並びに全般的な業績の改善に起因するものであった。

執行決定

執行者は、繰越欠損金について繰延税金資産を認識することは、IAS 第 12 号第 34 項から第 36 項に従っていないことを確認した。特に発行者は、未使用の税務上の繰越欠損金と相殺されるような、十分な課税所得が生じるということについての説得的な証拠を用意できなかった。

執行決定の根拠

2005 年 12 月 31 日現在の連結財務諸表

IAS 第 12 号の第 35 項によれば、未使用の税務上の繰越欠損金の存在は、損失と相殺されるべき課税所得が将来稼得されないという強い証拠となる。したがって、近年に損失が発生したという事実があるときは、企業は未使用の税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、又は十分な課税所得が稼得されるという他の説得力のある根拠がある範囲内でのみ認識するとされている。

発行者は最近損失が発生させているという経緯があり、また、十分な将来加算一時差異を有していないことから (IAS 第 12 号第 36 項 a) 発行者は、未使用の税務上の繰越欠損金を相殺できるだけの十分な課税所得が稼得可能であるという、説得力のある他の証拠を提供することを要求された。

ここで問題となっている未使用の税務上の繰越欠損金は、再発しそうもない特定の原因によって発生したとは言えない (IAS 第 12 号第 36 項 c)。一方、2002 年から 2004 年の間の損失は、通常の事業活動から生じたものであった。発行者が未使用の税務上の繰越欠損金の繰越期限内に、課税所得を発生させるようなタックス・プランニングを行う機会はなかった (IAS 第 12 号第 36 項 d)。

執行者は、2005 年 12 月 31 日の時点で、未使用の税務上の繰越欠損金が期限切れで失効する前に、企業に課税所得が生じることはありそうにないと考えた (IAS 第 12 号第 36 項 b)。2005 年の業績が堅調であったということに関する発行者の主張は、結果によって裏付けられていない。なぜなら、仮に事業外から生じた利得がなかったならば、発行者は税引前損失であったからである。発行者は、ある特定の事業領域の収益性の低さや新 ERP システムあるいは製品の開発への投資、利益率が低い製品の販売といったことが将来再び起こる可

能性は低いということを裏付ける、いかなる証拠も作成することができなかった。

発行者は、将来の課税所得の稼得可能性に係る説得力のある証拠を提供しなかった。将来の取引が改善するという発行者による予測は、それだけではこの要求を満たすとはみなされなかった。税務上の繰越欠損金の使用を評価するにあたっては、単なる取引の発展によって今後予想されるものではなく、現在存在する受注、あるいは確認済の契約から生じる収益に、より多くのウエイトが置かれなければならない。

将来の業績予想は、発行者が 2005 年の秋に作成した予算をベースとしていたが、それは過去の業績と比較した場合に現実的なものとは言えなかった。2005 年の最終四半期における利益の劇的な落ち込みは、繰延税金資産を認識する基礎としてのそれらの予算の信頼性について、発行者に対して再評価を促すものでなければならなかった。

企業は、2005 年の年次報告書において、顧客の態度が変わったことによって配送時間が劇的に短縮され、受注残高が減少し、公開入札が増加したと説明した。その結果として、事業の予測可能性は、期を通じて小さくなった。執行者は、2005 年の財務諸表における繰延税金資産の認識を考慮するにあたっては、企業はこれらの事実を考慮しなければならないと考えた。

2006 年 12 月 31 日現在の連結財務諸表

執行者は、2005 年の決算書に対するものと同様の検討が、2006 年の決算書における、発行者による税金資産の表示に対しても適用されるものとする。

さらに執行者は、発行者による見積りが信頼できないということは、年間を通じて、発行者が市場に対して行った利益予想と、2006 年の半期及び通期の連結業績との間に相当な食い違いがあるということによっても証拠づけられるということにも留意した。

番号：EECS/1208-11 棚卸資産の分類

事業年度：2007 年 6 月期/年度財務諸表

論点の分野：財務諸表の表示

関連する基準書：IAS 第 1 号

執行決定日：2008 年 1 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者はワインとウイスキー、コニャック、ブランディを含む様々なスピリッツを製造している。

貸借対照表の表示上、発行者はすべての棚卸資産を流動資産として分類した。発行者はあるものは 15 年にもなる在庫の熟成過程は、次のような理由により、正常営業循環のうちと見なされなければならないと考えている。

- ✓ 外部の者から購入している部分もあるが、売上高のうちのかなりの部分については、熟成過程は社内で行っている。
- ✓ 最終製品のうちの多くは、異なる一次産品をブレンドしたものである。それぞれの一次産品は、異なる熟成期間を経ている。主要な製品のブレンドは、顧客の嗜好に合うように変えられている。
- ✓ 製造過程は、顧客の需要の変化に適合するように変えられている。このことは特に、数年間にわたって使用することを意図していた棚卸資産が、それよりもはるかに速いスピードで使用されることもあるということの意味する。

執行決定

執行者は、発行者が行った、在庫を流動資産とする分類に同意した。

執行決定の根拠

IAS 第 1 号の第 57 項は、4 つの要件のいずれかに該当する場合には、流動資産として分類しなければならないと述べている。執行者は、企業の通常の営業循環期間において、実現される予定であるか又はその間に販売若しくは消費する目的で保有されている場合には、流動資産として分類されなければならないという、当該項の最初の規準を満たすということ根拠に、発行者が採用した表示方法は受け入れられると決定した。本事例において、熟成過程は発行者の営業循環過程の一部であると考えられる。資産が貸借対照表日後 12 カ月以内に実現されないかもしれないという事実 (IAS 第 1 号第 57 項 c) は、前述の規準のうち 1 つのみが充足されればよいので関係ない。

番号：EECS/1208-12 退職後給付
事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表
論点の分野：退職後給付
関連する基準書：IAS 第 19 号
執行決定日：2008 年 3 月 13 日

発行者の会計処理についての記述

2006 年の財務諸表において、発行者は、5 年間の勤務を満了し、かつ、会社と恒久的な契約を結んでいる従業員に対して退職後給付制度（以下「制度」という。）を提供するために設立された自発的な基金の存在を開示した。

発行者は当該制度に対する拠出を自発的と考えたことから、関連する負債を連結財務諸表上認識しなかった。しかしながら発行者は、基金を設立するために年金基金の管理者との契約に署名することによって、制度の関する一定の責任を確かに引き受けた。

発行者は従業員に対し、制度の開始以来これまで、インフレと歩調を合わせるように、たとえ増額してでも給付を支払ってきた実績がある。

制度の主な特徴は、次の通りである。

- ✓ 制度は、発行者が全額資金を拠出している。
- ✓ 制度に対する拠出は、定期的に行われている。
- ✓ 負債は、制度参加者の給料の一定割合をベースにして計算されており、勤務年数に応じて下限と上限とがある。
- ✓ 基金の資金調達は、資産と過去の勤務から生じる負債の公正価値の関数として決定される。
- ✓ いかなる給付の増加も、発行者が負担する。

原契約によれば、発行者は自らが望めば基金に対する資金の拠出を止めることができるのであるから、制度を認識してはならないと主張した。発行者はまた、貸借対照表日現在、基金に剰余金があったため、資金拠出は想定されていなかったとも主張した。

契約の終了のための条項は、次のように定められている。

- ✓ 仮に発行者が拠出を止める場合には、その事実は制度の参加者と基金の管理者に対して 3 か月前に通知されなければならない。及び
- ✓ 発行者は次のような責任を引き受ける：
 - ◇ 発行者はすべての退職従業員に係る生涯年金を、保険会社から直ちに買い取らな

なければならない。これらの退職従業員は、拠出の終了が通知された時点において、勤務年数に応じた給付をすでに受けている人々である。

- ◇ 発行者は、65 歳（国が定めた定年の年齢）以上で現役の制度参加者に対し、その勤務年数に応じて設定された水準の年金給付を直ちに支払うことを保証しなければならない。
- ✓ これらの要件を満たした後、基金の剰余金は（保険会社を通じて）定年にはまだ達していない、各参加者の勤務年数に従って年金数理計算によって決定された生涯年金を購入することに使われなければならない。
- ✓ すべての参加者の権利が満たされた後になお、剰余金が残った場合には、剰余金は参加者の年金給付を改善するために使われなければならない。

執行決定

執行者は、発行者の会計処理は、IAS 第 19 号に従っていないことを確認した。

執行決定の根拠

執行者は、基金が現在及び過去の期間において従業員が提供した役務に関連するすべての従業員給付を支払うのに十分な資産を保有していない場合には、発行者が追加的な拠出を行う法的あるいは推定的債務を負っているということを根拠に、当該制度が掛金建の制度であるとは考えなかった（IAS 第 19 号第 7 項）。掛金建制度として適格ではない他の退職後給付制度はすべて、定義上給付建制度となる（IAS 第 19 号第 7 項）。給付建制度は資金が拠出されない場合もあれば、すべてあるいは部分的に資金が拠出される場合もある。

執行者はまた、IAS 第 19 号第 26 項(a)及び(c)も発行者の制度が給付建制度であることを示しているということを考慮した。このパラグラフは、企業の債務が基金に対する拠出額として合意した金額に限られない場合の例を提供している。これらの例には、(a)拠出額のみに関連してはいない制度給付算定式（本事例はこれに該当する）及び(c)推定的債務を生じさせる非公式の慣行等が含まれる。

本制度の条項によれば、制度を終了させようとする場合、参加者に制度の終了を伝える通知を行った時点において、発行者には、負債を履行する責任がある。

IAS 第 19 号第 52 項は、企業は給付建制度の正式な条件による法的債務のみならず、企業の非公式の慣行により生じる推定的債務についてもすべて会計処理しなければならないと説明している。当該企業が従業員給付を支払う以外に現実的な選択肢を有しない場合には、非公式の慣行から推定的債務が発生する。

執行者は、この制度がたとえ IAS 第 19 号第 26 項のもとで給付建制度とは考えられない場合であっても、発行者が 2005 年と 2006 年に給付を提供したことによって、発行者は給付を提供する推定的債務を負っていると考える。この実務によって、将来、給付額が支払われるであろうという妥当な期待が従業員の側に生成された。

執行者は発行者に対して、当該制度を IAS 第 19 号に従って給付建制度として会計処理しなければならないと伝えた。このことは、直近の負債から年金資産を差し引いたもの、及び制度のもとで確定される従業員の勤務あるいは年数に関連する、国が定めた定年の時点で支払われる給付を発行者が最低限認識しなければならないということの意味する。

番号：EECS/1208-13 中間財務諸表の表示

事業年度：中間財務諸表

論点の分野：中間財務諸表

関連する基準書：IAS 第 34 号

執行決定日：2008 年 2 月 22 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、透明性指令（以下「指令」という）が要求する通り、IAS 第 34 号に準拠して上半期の財務報告を作成した。しかしながらその財務報告には、IAS 第 34 号あるいは指令が要求しているすべての情報が含まれてはいなかった。とりわけ財務諸表では、IAS 第 34 号第 16 項が求めている、次のような説明的な注記が開示されていなかった。

- ✓ IAS 第 34 号第 16 項(g)に基づくセグメント情報
- ✓ 関連当事者との取引
- ✓ IAS 第 34 号第 16 項(c)に基づく、収益及び課税に関するその他の開示

執行決定

発行者は、発行者が作成した中間報告書は、IAS 第 34 号に従っていないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 34 号に準拠して中間財務諸表を作成する発行者は、説明的な注記を含めることを求められる。これらの説明的注記に含められるべき情報は、主に IAS 第 34 号第 15 項から第 18 項に概要が記載されている。

番号：EECS/1208-14 中間財務諸表の表示

事業年度：中間財務諸表

論点の分野：中間財務諸表、企業結合

関連する基準書：IAS 第 34 号、IFRS 第 3 号

執行決定日：2008 年 5 月 13 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、透明性指令が要求する通り、IAS 第 34 号に準拠して上半期の財務報告を作成した。中間キャッシュ・フロー計算書では、当該期間中に行われた多数の取得に関連するキャッシュ・アウトフローが開示されていた。しかしながら、取得に関連する注記では、被取得企業の名称と取得日が開示されているのみであった。

本事例の中間財務諸表に含まれていない開示項目としては、次のようなものがある。

- ✓ 企業結合の原価及び原価の構成要素に関する記述
- ✓ 取得に先立って IFRS に基づいて決定された、取得された資産および負債の公正価値並びに簿価
- ✓ のれんの認識につながった原価に寄与した要素についての記述
- ✓ 取得後の被取得企業の損益
- ✓ 当該取得が期首に行われたと仮定した場合に、結合後企業の収益及び損益がどのようなものになるかについての詳細

執行決定

執行者は、発行者が作成した中間報告書は、IAS 第 34 号に従っていないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 34 号は発行者に対し、中間財務諸表において、もし重要であれば、企業結合及び子会社の取得を含む、中間期における発行者の構成上の変化の影響に関連する情報を開示することを求めている (IAS 第 34 号第 16 項 i)。企業結合の場合、発行者は IFRS 第 3 号 (第 66 項 ~ 第 73 項) が要求する情報を開示することが求められる。

執行者は、発行者が、中間報告期間中に行った重要な取得に関して、IFRS 第 3 号の第 66 項から第 73 項に含まれる開示規定に全面的に準拠することが期待されると考えた。

IAS 第 34 号第 23 項に従って、重要性を根拠にそのような情報を開示しないことを提案する発行者は、年間の財務データではなく、中間期の財務データに基づいて評価を行わなければならない。

番号：EECS/1208-15 中間財務諸表における比較情報の表示

事業年度：2007 年 12 月期/目論見書

論点の分野：中間財務諸表、比較情報

関連する基準書：IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 34 号

執行決定日：2008 年 2 月 11 日

発行者の会計処理についての記述

規制市場において取引される証券の発行者の目論見書の承認の一部として、執行者は、目論見書の参照資料として組み込まれていた 2007 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの中間連結財務諸表及び 2007 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの四半期連結財務諸表を検証した。

執行者は、両方の財務諸表のセットにおける比較情報は、2006 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までにかかるもの、あるいは 2006 年 12 月 31 日現在のもののみしか提供されなかったことを確認した。したがって財務諸表は、損益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、並びに関連する追加情報に係る比較情報という点について、IAS 第 34 号に準拠していなかった。

執行者は、比較情報が IAS 第 1 号第 40 項の条項に関連する限りにおいて、取締役会が IAS 第 34 号に準拠しないことを決定したと説明した。この条項は、状況によっては、当期との比較可能性を達成するために、過去の年度の比較情報を再分類することは実務上不可能となると述べている。例えば、過年度においては、再分類を可能にするような方法でデータが収集されていないため、情報を作り直すことは実行可能でないかもしれない。

執行者は執行者に対して、2006 年 12 月 31 日よりも前の中間期間については、いずれの子会社も連結財務諸表を作成する義務はないと伝えた。そのため、発行者及びその子会社は連結の目的でデータを作成しておらず、2006 年において、IFRS で報告する見地からデータの処理を行っていない。さらに、執行者は執行者に対して、IAS 第 34 号が要求する比較情報を作成することは、非常に時間がかかるうえにコストもかかること伝えた。

執行決定

執行者は、IAS 第 34 号が求めている、過去の期間にかかる比較情報を開示することから発行者を免除するには、十分な証拠がそろっていないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 34 号の第 20 項では、中間財務諸表（要約版あるいは完全版）に含まれるべき比較情報について、次のように特定している。

- ✓ 直近の事業年度末日の貸借対照表
- ✓ 直近事業年度の対応する中間期間の損益計算書（当該中間期間及び年初からの累計期間について）
- ✓ 直近の事業年度の年初からの累計期間に係る株主持分変動計算書とキャッシュ・フロー計算書

執行者はまた、2004年4月29日のEC規則No.809/2004年の目論見書に関する付録20.6.2に準拠すると、登録文書で表示される中間財務情報は、事業年度末の貸借対照表が表示されることによって比較貸借対照表情報に係る規定が充足される場合を除き、過去の会計期間に係る同様の期間の比較情報を含んだものでなければならないとも指摘した。

結論に達するにあたり、執行者は次のようなことも考慮した。

- ✓ IAS第1号第40項に言及する際、発行者は、IAS第34号が求めている比較情報の作成がなぜ「実務上不可能」なのかを正確に識別しなかった。
- ✓ 発行者はIAS第8号第5項が定めている「実務上不可能」の定義（企業が規定の適用のためにあらゆる合理的な努力を行った後も適用することができない時、実務上不可能となる）に言及せず、また、発行者はIAS第34号において特定された期間に係る比較情報を作成するために、あらゆる合理的な努力を行ったということを確保しなかった。
- ✓ IAS第34号で定められている比較情報の作成は時間がかかり、かつコストもかさむかもしれないが、基準が要求する通りの適切な情報を提供するということは、発行者にとって必ずしも実務上不可能ということはない。